

広島県告示第四百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十六年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東深津地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十三年十二月五日広島県告示第九十八号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市・区	町・丁目	地番		標柱番号
福山市	東深津町一丁目	四一九番		標柱一号、四号及び五号
		二二六五番		標柱二号
		二二六六番		標柱三号